

平成 23 年度 第 2 回習志野市障害者自立支援協議会会議録

日時 平成 23 年 9 月 20 日(火)
午後 3 時～5 時
場所 京成津田沼駅サンロード 6 階大会議室

出席者 23 名 事務局 10 名
欠席者 3 名
傍聴人 なし

議事進行 会長

(会長)

定刻となりましたので、ただいまより平成 23 年度第 2 回習志野市自立支援協議会全体会を開催させていただきます。

早速、議事に移りたいと思います。本日の議題は、全体スケジュールについて、各部会からの報告、障害者基本計画についての説明となっております。

まずは、前回議事録の確認をお願いします。

～資料：第 1 回習志野市障害者自立支援協議会議事録～
ただいまの内容でよろしいでしょうか。

*一同承認

では、議題に移りたいと思います。

議題 1、全体スケジュール案について

～資料：平成 23 年度習志野市障害者自立支援協議会全体スケジュール～

(会長)

ひとつめの議題ですが、全体スケジュール案について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

第 1 回の運営会議にて、全体会・運営会議・各部会の関係性が一目でわかるスケジュールがあるといいという提案があり、事務局で作成しました。

また、基本計画に対する提言をまとめるにあたり各部会において今どんなことをしているのか計画を立てやすくするために参考にさせていただきたいと思います。

(M委員)

就労部会の 10 月 11 月に就労アンケートの検討を入れていただきたい。

(会長)

全体スケジュールについて意見がなければ案を消してください。

*全体スケジュールの承認

議題 2、各部会からの報告

(会長)

次の議題に入ります。各部会からの報告をお願いします。まずは相談支援成人部会より報告をお願いします。

○相談支援成人部会からの報告

(J 相談支援成人部会長)

～資料：＜事例検討により抽出された課題＞～

相談支援成人部会は5月から月1回のペースで開催し、部会メンバー以外に、中核支援センターなかまネットのKさんと就労部会のF委員に参加いただき話し合いを進めてきました。5回の部会で事例に基づき課題の抽出をしました。

出てきた課題は、「社会資源と情報の伝達の不足」と、「ネットワーク支援体制の不足」の大きく2つのカテゴリーに分けられました。

社会資源の不足としては、身体障害の通所・入所サービスが少ない、発達障害の選択肢が少ない、引きこもりに特化した相談窓口が少ない、短期入所の施設が少ない、保健所で実施している移送サービスの利用がしづらい、障害者と支援者が一緒に行動する機会が少ない、職場の定着支援が難しいという現状があります。

広報啓発・情報の伝達については依存症の啓発、教員の理解不足、手帳取得も100パーセントではなく、まだまだ制度の活用がされていないということが見えてきました。

発達障害に関してはここ10年位の新しい分野で、基本的な理解や情報啓発の部分が少なく、早期発見はまだまだ不足している状況ではないか、家族や本人、取り巻く家族の情報不足もあります。

成年後見制度についても広報啓発の情報不足があります。

「ネットワーク」と「支援体制と支援者の課題」がまとめた中で混在しているところもあります。ネットワークについて、虐待のアセスメントが繋がらないというのは、支援者のスキルの部分の問題に課題があるのではないかと、幼少期からの連携がなく、ライフステージの途中で切れてしまう、学校卒業後に教育から福祉のつながりができていない。個人の問題に関しては、いろいろな方向(関係機関)からサービスを提供しているにも関わらず、そのつながりができていない。事業所のできる部分できない部分をどこがコーディネートするのか、キーパーソンは誰か、どこの機関になるのか、支援者によっては、権限のあるところがコーディネートしていくのがいいのか、包括的な連携が取れていない事が見えてきました。

それと共にライフステージの中で途切れそうになった時は、当事者は誰が支援してくれるのかわからない。困っているところを困った時にすぐ対応するには、一つの事業所や一つの機関だけで完結できない。どう連携していったらいいのか、また、個人だけではなく世帯ぐるみで問題を抱えている場合もあることから、一つの制度だけでなく複数の制度を組み合わせる必要がある。

行政の役割も大きいはずであるが、窓口で相談を拾えない、異動の問題やマンパワーの問題などキャッチしようにもできないシステムになっています。

支援が必要であるにもかかわらず、支援を望んでいない・望めない人たちに対して誰がどう関わればサービスに繋がっていくのかが大きな課題だと考えています。

今後の相談支援成人部会は、基本計画の提言の部分を協議していく予定でいます。10月から12月までは課題を踏まえながら、策定委員会からあがってくる案と鑑みながら、部会としてどのような提言ができるか話し合っていこうと思っています。

年明けには、国から提示されている基幹型の相談支援について、習志野市としてどんな

方向で進めていったらいいのか検討する予定でいます。

市川市の基幹型相談支援事業所「えくる」の話を聞きながら考えていきたいと思っています。

ネットワークの構築という部分については、現在の部会委員だけでつないでいくことはできないと考え、課題の抽出に関しても市内のいろいろな機関と共に個別のケア会議等開きながら、課題の抽出と個別の困難事例に関してどのように進めていくのか少しずつ考えていきたいと思っています。

平成 24 年度に関しては市内の様々な機関や市外の先進的なところの話を聞きながら進めていくつもりでいます。

(会長)

ただいまの報告についてご意見やご質問はございませんか。

(M委員)

資料の中の、‘教育機関からのつなががない‘について、具体的な意見や苦情があれば教えていただきたい。教育者の理解不足についても詳しく聴かせていただきたいのですが。

(J委員)

全ての教員に対してではなく、特別支援学校の中でひきこもりの生徒に対して苦慮されていたりだとか、なかには発達など何らかの障害を持っている可能性がわからないまま卒業してしまい、その後どこにもつながらないまま埋もれてしまうケースの話を聞きます。学校の手から離れてしまうとそこから誰がどのような関わりを持てばいいのか、支援する側からの情報提供がネットワークとして必要なのではないか、教員の中にそんな情報がたくさん入っていれば卒業する時に学校外の機関との連携が取れるのではないかという課題です。

事例として、入院をきっかけに支援の必要な人が発見されたり、家族間の問題の解決の中でその家族の中にひきこもりがいたり、それが 10 代後半もしくは 20 代 30 代だったりした時に、在学中に情報が入っていれば困った時に支援機関につなぐことができ、何らかの手が打てたのではないか、教員の問題ではなく支援機関からの情報不足があるということでした。

(会長)

教員の認識不足ということが、学校現場であるとしたらその状況はいかかなものでしょうか。

(M委員)

養護学校から特別支援学校に変わった時に、何が大きく変わったかということ、地域の各小中・高等学校との関わりというところがあり、地域の中の中心になって 3 障害に対しての相談を受ける役割を担っているということがあります。地域の教育相談のコーディネーターとして小中・高等学校に出向いて相談を受けています。普段の活動の中で、具体的な指摘があれば持って帰りたいと考えています。そのあたりで支援に関しては以前よりは進んでいると思っています。

(J委員)

これからは教育機関も関係機関の一つとしていろいろなお話を伺えればと思っています。支援していく中でかなりの苦労をされているのではないかと考えています。その苦労に対してこちら側がどんな支援をしていけるのか、共通の問題としてとらえていかなければならないと。相談部会としては子どもの部会とも連携を保ちつつ、学校時代に抱えて

いる子どもたちの問題を教員に知っていただくことと教員の苦勞を知りたい。

(N委員)

現在、浦安市から八千代市までのコーディネーターとして動いています。学校時代に明らかにしていかないといけないところを明らかにしないと、社会に出てから大きな不適応を起こしてしまう。それはわかっているが、小さい頃にどんな障害が出るのかはつきりわからない。いろんな子どもたちがいる中で保護者の理解がないと何も進まない現状がある。学校のなかでもどこかに繋がっていないと生きていけない。最終的に高校卒業と同時に福祉的な所とつながるよう相談のあったケースは、市川の‘がじゅまる‘や‘なかまネット‘に関わってもらいどこかにつないで卒業させています。

教育と福祉が連携してやっていかないと、障害だけでくくって行ってはだめだと感じています。今、教育委員会は特別支援教育とうたっているが、イコール発達障害の形になっていてそれだけでは救えないと思っています。今、相談を受けているうつ病の子どもさんを見ると、医療的な事であっても福祉的なこととしてとらえ、救ってあげなければなかなか将来的に働くことも難しいと予測させられます。

そんなことも含めて、私たちも視野を広げていかななくてはならない。障害の理解というところではまだまだ足りないと思っています。コーディネーターは外に出かけて行っているからわかるけれども、校内ではなかなかわからないところが正直なところです。特別支援学校にいる子どもと小中・高等学校にいる子どもたちとは明らかに違いがある。教育と福祉が現場ではくつつきだしていますが、おおもとの所でもっとつながっていければ、ありがたいと思っています。

(会長)

では、次に相談支援児童部会からの報告をお願いします。

○相談支援児童部会

(D相談支援児童部会長)

これまで3回の会議を開催しています。児童の分野は、医療・教育・福祉と多分野に渡っているので児童の部会がどんな役割を果たしていけるのか、1年間を通じて見通しや問題点を抽出することを目標としています。

情報交換の中で、虐待や虐待の疑いの問題があがってきています。通報システムの確認を委員の中で共有しました。

発達障害のある子どもの保護者も発達障害を持っているケースが多くみられる現状があり、子どもがからむ他者との関わりに悩み苦しんでいるという認識を持つことの必要性を感じています。個人情報の問題で学校・保護課・民間事業所間との情報の共有が難しいケースがたくさんあります。埋もれている子どもの特性や障害を飛び越えてこられるケースがあり、普通学級に進んだ障害児にどのアプローチや支援をしていくかが課題となっています。

全体的に社会資源の不足を実感している。市内においてサービス事業所以外にどのような社会資源があるのか、ファミリーサポートセンターや放課後児童会があるが、実際の利用は難しいと感じています。

長時間の休みの対応と冠婚葬祭等の緊急時の短期入所の利用ができない事が事業所不足から大きな問題になっていて、また、体験的宿泊に対応できない現状もあります。

市からの情報として、建設中の発達相談センター(仮)の概要について説明があり、情報共有ができました。就学前の子どもについて、施設等において個別支援計画を作成。個

別支援計画については。保護者の受け入れが難しいと施設内で完結してしまいがちで、学校に引き継ぎにくい現状があるようです。

学校からの情報として、市内のすべての中学校に不登校対応教室が置かれていて、教室で過ごすことが難しい発達障害の生徒に対応しています。

事業所からの情報として、家賃の問題から市内東部地区には事業所が多く、市内西部には不足がちな現状があるということが見えてきました。

今までの部会では以上のような市内の現状が話し合わせられ検討されています。

(会長)

ただいまの報告について意見や質問はございますか。

(C委員)

子どもの事がよくわかりました。

発達相談センターの概要の説明があったとのことですが、自立支援協議会としてこんな機能が欲しい等の提案が出せないもののでしょうか、出せるとしたらいつ位までに出せば間に合うのか教えていただきたい。

(事務局)

発達相談センターの正式名称は決まっています。

具体的な機能については「発達支援システム等検討会議」を中心に専門委員が検討しているところでございます。この中で相談機能と従来の「ひまわり学園」で持っている指導を併せもった発達相談センターが開設される予定でございます。

自立支援協議会として、機能のあり方や具体的な提案を出すことについては、特に期限は設けておりません。基本的な相談の機能としては、現在ひまわり学園は、小学校前まででしたが、小学校・中学校まで広げることが大きな特長になっております。

もうひとつは、保育所・幼稚園を中心に、巡回相談として障害のあるお子さんが普段過ごしている施設に出向き、お子さんの様子を見たり支援にあたる職員に必要な助言をする、こういったことも基本的な機能に位置付けられております。

実際に、指導の機能の部分については、現状のひまわり学園が行なっている就学前のお子さんを中心にした指導・療育をそのまま受け継いでいこうと考えているところでございます。

職員も充実するはずでありますので指導の部分についてもさらに発展した内容で専門性を活かせるような機能にしていくつもりでおります。

意見については期日なく運営に活かせるようなものは取り入れていきたいと考えているところでございます。

(会長)

では次に、就労部会からの報告をお願いします。

○就労支援部会

(M就労支援部会長)

～資料 就労アンケート実施要領(案)

部会は月1回程度開催しています。

アンケートについては要領にそって部会の中で進めてきたもので案を作りました。

目的は2つに絞りました。資料をご覧ください。

特に調査すべき内容を①から⑥にまとめ、確認しながらアンケートを作っていきます。

実際のところ部会の中で検討していますがあまりにも時間が少なく、アンケートの実施

は半年くらい先に延ばすこととさせていただきたいと思っています。12月の全体会にむけてアンケートの作成をすることになります。その後、2月10日の「商工たより」に掲載し各企業に発送し、2月末に回収します。

次年度にアンケートの集計・分析を行ない、次のところで市の施策に結びつけるような意見が出せれば良いと考えています。

アンケートを発送する企業は2000社を予定しています。その後の集計・分析をアルバイトにお願いしたいため、人件費として次年度予算に計上させていただきたいと考えています。

～資料：障害者の就労に関するアンケート～

鏡文については運営会議で検討願いたい。

自立支援協議会がまだ周知が十分でないことから、どこで発送されているのか明確にしないと懸念されてしまうおそれがあります。また、アンケートはあくまでも実態調査のためであり、他には使われないことをきちんと明記したいと考えています。

アンケートの内容については、まだまだこれから検討を重ねていくつもりでいます。

ポイントとして習志野市の市民がどれだけ市内で働いているのかというあたりを出せればいいのか、今のままのアンケートの内容だと反映されません。障害者を雇用している企業が少なくことや、なぜ、障害者雇用が進まないのかが浮かび上がるようなものにしていきたいと考えています。

10月7日の部会まで意見があれば出していただきたい。窓口は障害福祉課になります。

(会長)

ただいまの報告について、意見や質問はございませんか。

(G委員)

戻ってしましますが、相談支援成人部会への質問です。

資料の中の‘未受診の人のアウトリーチがない’いう項目で、逆に言うと未受診でない人を対象としたアウトリーチの機関について確認させていただきたいのですが。

(J委員)

精神に限ってしましますが、八千代地域活動支援センターでは、アウトリーチを含めて相談支援を行なっています。もくせい舎も、登録している人に対しては緊急性があり介入の必要な人には、中だけでなく外に向かっていく支援を事業所として行なっています。ただ、アウトリーチを専門に行なっている機関はなかまネットだけです。

市・保健所もやっているが、かなり限られているのが現状です。

指定相談支援事業所のアウトリーチの部分は今のところ動いている状況ではありません。指定相談支援事業所に関わっている習志野市の利用者は1人だけです。

アウトリーチを専門に行なっている事業所はあまりないというのが現状です。

(G委員)

ひきこもりの問題はアウトリーチしか使えないと難しいと私自身も思っていますが、事業として成立しないとそこに人員もさけない。事業所のふところ問題もあり、気になって聞いてみました。

(J委員)

アウトリーチの部分については、国で提示されている相談支援機関の大まかな部分が提示されています。精神に関しては精神障害者地域移行事業があり、平成23年で終わり、その後相談支援事業の個別給付化しようという流れになっていて、地域移行・地域定着

ということに関して相談支援事業所がどのように機能するのか、個別給付でサービス計画書を指定の相談支援事業所が作成し、並行して、地域移行で実際にアウトリーチする当事者と関わりながら進めていくという、そのあたりの費用がどうなるのかは国からの提示がないのでわからないところです。

(会長)

それでは、本日の議事を参考に、次回の全体会までに各部会で引き続き検討をお願いします。

議題 3 障害者基本計画について

(会長)

続きまして、ふたつめの議題である障害者基本計画について事務局より説明があります。

(事務局)

障害者基本計画ならびに障害福祉計画について、本自立支援協議会においてこの二つの計画はどのような関わりができるのかというところの説明をさせていただきます。

昨年 12 月に自立支援法はじめ障害者支援の関連法律、様々な法律が改正されました。最も中心的な自立支援法の改正の中の一つに、自立支援協議会が法律に位置付けられた組織として各自治体に設置されるということです。また、障害福祉計画について、法律上位置付けられた自立支援協議会の意見をしっかり聞いて計画の中に取り入れるという規定が組み込まれました。実際の施行は来年の 4 月からとなっておりますが、習志野市では前倒しをして現在策定中の計画について自立支援協議会の意見を取り入れより良い計画を作っていきたいと考えております。

～資料：障害者基本計画 障害福祉計画 概要版～

現在の障害者基本計画と障害福祉計画の概要を示したものでございます。

資料概要版の 5 ページをご覧ください。具体的なサービスの数値目標を定めたものを障害福祉計画といっています。その他の部分が障害者基本計画となっております。

～障害者基本計画骨子案について～

二つの計画はそれぞれ別の異なる法律に基づいて規定されています。

障害者基本計画については、障害者基本法が昨今改正されましたが、この 9 条の中に障害者基本計画を策定することが義務付けられています。

各市町村・県においても策定しますが、障害者に関する施策全体に渡る総合計画と位置付けがされています。この資料の四角の中は障害者基本法の条文そのものの抜粋になっています。

資料 2 枚目をご覧ください。2 つの計画それぞれの計画期間の関係性についての説明をさせていただきます。第 2 期の障害者基本計画、障害福祉計画は、いずれも平成 23 年度末で期間が終了する。ということで現在は平成 24 年度以降の計画を策定していることとなります。

いずれの計画についても、この自立支援協議会とは別に障害者基本計画等策定委員会というのがございまして、障害当事者や関係機関の方々や専門知識を有する方々で委員会を組織し、現在まで検討を進めてきているところでございます。

策定委員会等で決定された事項でもありますが、第 3 期障害者基本計画は平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間、障害福祉計画は平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間と定められました。

総合計画である障害者基本計画については、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間

を計画期間とし、一方、具体的な数値目標を定める障害福祉計画は国から策定の指針が示されており、期間についても3年間と定められています。

上位計画との関係については障害者基本計画は、障害者基本法に基づく計画であり、国が定めたものを基に千葉県も定めております。それらの計画との十分な調和・整合性に配慮し各市町村で定めないとけないという規定がございます。

～資料：第3期障害者基本計画＜骨子案＞について(A3)

平成24年度からの習志野市の障害者基本計画がどうあるべきかという骨組の部分を策定委員会で協議しているところです。策定委員会には自立支援協議会の委員さんも参加いただいています。こういった中で、骨子案の【基本目標】【重点課題】【基本施策】の承認をいただいております。

この表は、様々な上位計画、国における計画、千葉県の現行計画、そして障害者基本法という法律、それらを横並びにし、それぞれ、国、県がどんな計画を定めているのか、それに沿った形で習志野市が定める骨組みがどうなっているかを示したものが骨子案となっております。

【基本目標】は「誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い、地域でありのままに暮らすことができる社会」。これを実現するための【重点課題】の一つは、障害のある人への理解の促進。二つめは、地域による支え合いの促進。三つめは、生活環境の整備。四つめは、相談支援体制・権利擁護の充実。五つめは、一人ひとりに応じた支援の充実。そして、それぞれの重点課題を実現するための具体的な内容が【基本施策】として記されています。

現在、この計画の策定作業については、ここまでの骨子案を策定委員会の中で協議をし決定をしております。この後、それぞれの基本施策という細かい部分は、習志野市役所の中の各部署が目標にむけて、どんな取り組みができるのか今何をやっているのか、というところについて庁内で別の組織を立ち上げて、その中で各部各課へ照会をしていきます。

たとえば、「障害のある人への理解の促進」という重点課題に対して、広報・啓発活動が必要だと基本施策で示していることに対して、各部では各課では何をしているのか、これからのことについてどのように取り組もうとしているか、ということ所管課に照会をし、回答をいただく、その回答内容を事務局である障害福祉課が精査、内容の確認をし、具体的な計画に位置付ける。こんな作業ですすめていくところでございます。

～資料：障害福祉計画の進捗状況～

現在の障害福祉計画の数値目標が示されております。数値目標を定めた計画の進捗状況は、主に福祉サービスの分野で、自立支援法に基づくサービスを含めてそれぞれの計画値・達成の割合それに対してのコメントを入れ、示しています。

先ほどの作業の話に戻り、市役所内部でそれぞれの所管課がどのような取り組みができるのかを集約した形で策定委員会の中でまた協議をしていただき、それと同時に出来上がった素案に対して自立支援協議会で提言をいただいたものを取り入れていく。さらにもっと幅広くパブリックコメントにて市民の皆様にも公開して意見をいただき、最終的に24年度以降の二つの計画を策定していくという流れになります。

昨年実施した、障害のある方と一般の市民の方を対象にしたアンケートの調査結果、合わせて、現在の計画がどの程度進んでいるのか、どこが不足しているのかということも

ご確認いただき、それから私どもが素案としてまとめていく。具体的な施策についてこの協議会で意見をいただきたいと考えているところでございます。

(会長)

基本計画についての説明及び質疑応答は以上となりますが、本協議会にて意見をまとめるにあたり、その方法について皆さんの意見をいただきたいと思います。

例えば部会で話し合いそれを運営会議でまとめる方法と、全体会で全員で話し合う方法等といろいろ考えられると思いますが、いかがでしょうか。

(副会長)

昨年から皆さんと検討する場を設けてきましたが、今回の進行や部会制をとってみても、現場から近い意見や検討されたものがここに上がってきていると思われま。各部会の中でしっかり意見をまとめ意見抽出をしたうえで、全体の中で確認して進めていく、基本は部会の中で進めていくのがいいのではないかと思います。

(J委員)

相談部会の中では、部会の中で話し合おうということになっています。部会の中で基本計画のアンケートについて協議していたが、一気に全体会の中でできるかというとなししいと思います。

アンケートとの部分は、生の声が反映されたものなので、市民の声もあるし、障害当事者また家族の声も多く、納得できる部分がかなりあります。そのあたりは各部会でしっかりもんで深めていければいいと思います。

(会長)

基本計画の提言については、全体会で協議するよりも各部会で協議しまとめるという方法でよろしいですか。

*一同同意

各部会で話し合いまとめる事とする。

(J委員)

それぞれの部会がハードなスケジュールと感じているのではないかと思います。

予定表によると、11月初めで事務局が素案がまとめ、12月の1週目で各部会に届くのか確認をさせていただきたい。届かないと部会が開けないという現状です。

(事務局)

10月末に策定委員会がありますことから、その意見をふまえまとめると、11月10日頃になると考えております。

(J委員)

12月の全体会までの間に原案後1回しか部会が開けません。自立支援協議会としての提言を策定委員会に返すマックスの期日はいつになりますか。

(事務局)

具体的には未定です。一般市民向けのパブリックコメントは12月末に予定しています。年内でとさせていただきたいと思います。

(F委員)

11月10日前後に各部会で基本計画に対する話し合い・意見の抽出・まとめで意見をまとめるということで、各部会が1回の開催で難しいのであれば11月10日から12月13日までの間に数回部会を開催したらいいのかと思います。

各部会長あたりでこのあたりのスケジュールがタイトであれば、少し全体会を先に延ば

した方がいいのではないかという意見もありますがいかがなものでしょうか。1 か月間で各部会でまとめる事ができるのかどうか。

(M委員)

就労部会では月1回と予定しております。11月8日で押さえてあります。

何回も部会を開くのは難しいので計画通りに進めていきたいと考えております。

(D委員)

児童部会は10月24日と11月14日を予定しています。11月14日に検討し必要であれば増やすことも考えたいのですが、年末にかかってしまうことを考えると増やすのは難しいと思います。

(F委員)

事務局の予定が確定した段階で就労部会と相談成人部会は調整が必要だと思われます。

12月の全体会はずらさない考えで、全体会にむけてそれぞれの部会を増やして検討するか運営会議でフォローしていくか考えていきたいと思います。

(事務局)

8日の部会を予定していると考えて、極力急いで取りまとめたいと思います。

(会長)

予定していた議題は以上となります。その他に何かございますか。

(事務局)

障害者啓発講座についての中間報告をさせていただきます。

～資料：平成23年度障害者啓発講座について(案)

12月の障害者週間に合わせて毎年精神の分野で行なっていました啓発講座です。障害者・家族・市民が障害に対する理解を深め、障害者が住みやすいまちとなることを目的に普及活動を行なってきました。

八千代地域生活支援センターの強化事業でもあることから共催という形になります。

運営会議にて案を練っていますが、今年は市民向けで開催したいと考えています。

まず、障害を市民に周知するため、著名人を呼んで集客したいと意見が出ました。

また、講義とシンポジウムとの2本立てでやっていく予定です。

なにか意見があれば事務局にさせていただきたいと考えています。

(会長)

啓発講座について何か意見がございましたら事務局まで連絡をして下さい。

他に何かございますか。

(事務局)

視察について報告をさせていただきます。

～資料：埼玉県東松山市の視察について～

昨年に引き続き今年も予定しております。昨年は愛知県豊田市に行き、自立支援協議会の運営方法や相談支援についてお話を伺ってきました。今年は埼玉県東松山市に、相談支援事業について委託の実際や、自立支援協議会との連携や役割分担をみて、今後の習志野市の相談支援事業の参考にしたいと思っています。

参加者は、事務局2名に、会長・J委員・M委員・E委員・G委員です。

本日の会議で、視察先と参加者の承認をいただきたいと思います。

(会長)

今の説明について、何か質問や意見はございますか。

特に無いようなので視察の準備を進めてください。

他に何かございますか。

(事務局)

千葉県相談支援発展推進事業補助金交付申請について説明をいたします。

～資料：千葉県相談支援発展推進支援事業補助金交付申請について～

県の補助金につきましては、今後相談支援事業を行なう市町村または事業所に対して、その立ち上げにかかる費用の助成ということで8月に県から届いたものです。

相談支援を行なう事業計画を自立支援協議会の中で協議をして承認をいただくという手続きで、本日この場で承認をいただきたいものでございます。

習志野市では、あかしあ学園で療育等相談支援事業を行なっております。県は、療育等支援事業以外にも地域生活支援事業であるとか、他の事業体に対しても相談支援の準備を行なうところについて一部費用を助成するということができております。習志野市では次年度発達相談センターを開設するというので、現行あかしあ学園で療育事業を行なっていることから、今年度はあかしあ学園であげさせていただき、次年度相談支援体制をつくるという内容を県に申請をするところでございます。支給限度額は80万円。家庭や保育所・幼稚園等に出向いてお子さんの様子をつかむため、訪問用の自動車の購入を考えております。

自立支援協議会の意見をいただければと思います。

(会長)

ただいまの意見に質問や意見はございますか。

それでは、ただいま説明のありました千葉県相談支援発展推進支援事業補助金交付申請について承認をお願いいたします。

* 一同承認

ただいまの内容について承認することになりました。

本日の議題については以上となりますが、何か質問や意見はございますか。

(J委員)

啓発講座について説明不足があるようなので補足をさせていただきます。

運営会議の話し合いの中で、広報部会の立ち上げが出ています。広報活動の中で啓発活動も含めて自立支援協議会の中で事業にしようではないか、というところですが、なぜ自立支援協議会の中で啓発講座なのか、というところが抜けていたようなので補足させていただきます。

(C委員)

啓発講座については、学校の先生や生徒さん等も含め市民向けであれば、休日の開催が望ましいのではないかと思います。

次回の予定及び連絡事項

(会長)

では、最後に事務局から連絡をお願いします。

(事務局)

今回は、12月13日火曜日午後3時より教育委員会1階大会議室にて全体会を行ないません。なお当日欠席の方は事務局まで連絡をお願いいたします。

次回の内容は、本日説明のありました障害者基本計画についての検討をすることになりますのでよろしくをお願いいたします。

(会長)

以上をもちまして、本日の習志野市障害者自立支援協議会を終了いたします。